

給与・税金・社会保険の知識 ～給与明細を解説してみよう～

(給与明細のイメージ)

平成26年 8 月分給与 明細書			
〇〇株式会社			
氏名 ×× △□ 様		支給日 平成26年9月23日	

支 給		控 除		差引支給額	
基本給（月給）	200,000	雇用保険料	1,149	税 額 表	甲欄
		健康保険料	11,964	扶養人数	0
非課税通勤費	29,800	介護保険料	2,064		
		厚生年金保険料	20,544		
		所得税	3,490		
		社会保険料合計	35,721		
合 計	229,800	合 計	39,211		

(条件)

〇〇株式会社	雇用保険の事業の種類	一般の事業（農林水産、建設の事業以外の事業）
	健康保険	協会けんぽ東京支部
	所得税	電算機計算の特例により計算
×× △□さん	年齢	45歳
	扶養親族	なし
	職種	事務職（坑内員、船員でない）
	社保等	雇用保険、健康保険、介護保険、厚生年金保険の被保険者
	標準報酬月額	現在240,000円 （経緯） - 平成25年10月入社、被保険者資格取得 - 資格取得時決定による標準報酬月額 180,000円（報酬月額177,000円） - 平成26年 2 月昇給 2 月－4 月（算定対象期間）支払の給与の平均（報酬月額）が資格取得時の報酬月額と比較して2 等級以上変動（3 月平均：231,000円）したため、標準報酬月額が5 月から240,000円に改定。 5 月支払給与から通勤費が変更（31,000円→29,800円）となったため、月給額は229,800円となったが、標準報酬月額は240,000円のまま。

賃金、報酬、給与とは

(労働基準法の賃金)

この法律（労働基準法）で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。（労働基準法11条）

(賃金の支払)

賃金は、その全額を支払わなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合においては、賃金の一部を控除し支払うことができる。（労働基準法24条1項抜粋）

(徴収法の賃金)

この法律（労働保険の保険料の徴収等に関する法律）において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うもの（通貨以外のもので支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。）をいう。（徴収法2条2項）

(健康保険法の報酬)

この法律（健康保険法）において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

（健康保険法3条5項）

(厚生年金保険法の報酬)

この法律（厚生年金保険法）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 3 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。（厚生年金保険法3条1項3号）

(給与所得)

給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。（所得税法28条1項）

(非課税所得)

次に掲げる所得については、所得税を課さない。

- 五 給与所得を有する者で通勤するもの（以下この号において「通勤者」という。）がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当（これに類するものを含む。）のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの（所得税法9条1項5号）

労働基準法24条1項に規定する法令に別段の定めがある場合

・雇用保険料

(雇用保険料の賃金からの控除)

事業主は、被保険者（雇用保険の被保険者）に賃金を支払う都度、当該賃金に応ずる被保険者の負担すべき一般保険料（雇用保険料）の額に相当する額を当該賃金から控除することができる。

（労働保険料徴収法施行規則60条）

・健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料

（源泉控除）

事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除することができる。

（健康保険法167条、厚生年金保険法84条）

・所得税

（源泉徴収義務）

居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

（所得税法183条）

給与明細を基にした計算例

負担すべき保険料額等

・雇用保険料

支払賃金額（非課税通勤費を含む）×被保険者負担分の雇用保険率（5/1,000）

→ 229,800円×5‰=1,149円（被保険者負担分）

・健康保険料

標準報酬月額×一般保険料率（99.7/1,000）/2（=折半負担）

→ 240,000円×99.7‰/2=11,964円（被保険者負担分）

※留意点

- ・雇用保険料とは違って支払賃金額を用いて計算しない（標準報酬月額を用いて計算する）。
- ・標準報酬月額の元になる報酬月額には、雇用保険料の計算の場合と同様に非課税通勤費も含まれる（介護保険料、厚生年金保険料の計算についても同じ）。

・介護保険料

標準報酬月額×介護保険料率（17.2/1,000）/2（=折半負担）

→ 240,000円×17.2‰/2=2,064円（被保険者負担分）

（被保険者の保険料額）

被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一	介護保険第2号被保険者である被保険者	一般保険料額（被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（医療保険分）を乗じて得た額をいう。）と介護保険料額（被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率（介護保険分）を乗じて得た額をいう。）との合算額
二	介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者	一般保険料額

（健康保険法156条）

(標準報酬月額)

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	58,000円	63,000円未満
第2級	68,000円	63,000円以上 73,000円未満
第3級	78,000円	73,000円以上 83,000円未満
第4級	88,000円	83,000円以上 93,000円未満
第5級	98,000円	93,000円以上 101,000円未満
⋮		
第19級	240,000円	230,000円以上 250,000円未満
⋮		
第43級	980,000円	955,000円以上1,005,000円未満
第44級	1,030,000円	1,005,000円以上1,055,000円未満
第45級	1,090,000円	1,055,000円以上1,115,000円未満
第46級	1,150,000円	1,115,000円以上1,175,000円未満
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上

(健康保険法40条)

(保険料率)

協会けんぽ東京支部の保険料率（介護保険料率は全国一律）

一	介護保険第2号被保険者である被保険者	116.9/1,000 (99.7/1,000 (一般保険料率) + 17.2/1,000 (介護保険料率))
二	介護保険第2号被保険者に該当しない被保険者	99.7/1,000 (一般保険料率)

(保険料の負担及び納付義務)

被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の2分の1を負担する。

(健康保険法161条)

・厚生年金保険料

標準報酬月額×保険料率^(171.20/1,000) / 2 (=折半負担)

→ 240,000円×171.20‰ / 2 = 20,544円 (被保険者負担分)

※留意点

- 健康保険法と厚生年金保険法とでは標準報酬月額の等級数^(健保47等級、厚年30等級)と各標準報酬月額の対象となる報酬月額の範囲が異なる。

(保険料)

政府は、厚生年金保険事業に要する費用（基礎年金拠出金を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

- 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。
- 保険料額は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ保険料率を乗じて得た額とする。
- 保険料率は、平成25年9月から平成26年8月までの月分の保険料について、171.20/1,000とする。
(厚生年金保険法81条)

(保険料の負担及び納付義務)

被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。

(厚生年金保険法82条)

(標準報酬月額)

標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	98,000円	101,000円未満
第2級	104,000円	101,000円以上107,000円未満
第3級	110,000円	107,000円以上114,000円未満
第4級	118,000円	114,000円以上122,000円未満
第5級	126,000円	122,000円以上130,000円未満
⋮		
第15級	240,000円	230,000円以上 250,000円未満
⋮		
第26級	500,000円	485,000円以上515,000円未満
第27級	530,000円	515,000円以上545,000円未満
第28級	560,000円	545,000円以上575,000円未満
第29級	590,000円	575,000円以上605,000円未満
第30級	620,000円	605,000円以上

(厚生年金保険法20条)

・ 所得税

(税額表を用いる場合)

その月の課税対象となる給与額－社会保険料額

→ 200,000円－35,721円＝164,279円 (A)

(A) を下記の税額表に当てはめて所得税額を求める。

→ 3,480円 (今回の給与明細では電算機計算の特例により計算するため、この税額とはならない。)

給与所得の源泉徴収税額表 (平成26年分)

月 額 表 (平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
88,000	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	その月の社会保険料等控除後の給与等の金額の3.063%に相当する金額
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	3,300
～										
157,000	159,000	3,270	1,640	0	0	0	0	0	0	9,900
159,000	161,000	3,340	1,720	100	0	0	0	0	0	10,200
161,000	163,000	3,410	1,790	170	0	0	0	0	0	10,500
163,000	165,000	3,480	1,860	250	0	0	0	0	0	10,800
165,000	167,000	3,550	1,930	320	0	0	0	0	0	11,100

(電算機計算の特例により計算する場合)

毎月の給与や賞与（以下「給与等」という。）に対する源泉徴収税額は、「給与所得の源泉徴収税額表」によって求めることになっているが、その給与等の支払額に関する計算を電子計算機などの事務機械によって処理しているときは、月額表の甲欄を適用する給与等に関し、財務大臣が定める方法(財務省告示)により、源泉徴収税額を求めることができる特例が設けられている。

[特例の対象となる給与等]

財務省告示による税額計算の特例の対象となる給与等は、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している者に支払う次の給与等となる。

- 1 支給期が毎月、毎半月、毎旬又は月の整数倍の期間ごとと定められている給与
- 2 前月中に通常の給与を受けていない人に支払う賞与
- 3 前月中の通常の給与の10倍を超える賞与

〔税額計算の方法〕

給与等についての税額は、次の方法によって求める。

- 1 まず、その月の給与等の金額から社会保険料等の金額を控除し「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」を求める。

$$\rightarrow 200,000\text{円} - 35,721\text{円} = 164,279\text{円} \text{ (A)}$$

- 2 1で求めたその月の社会保険料等控除後の給与等の金額から次の①から④までの金額の合計額を控除し「その月の課税給与所得金額：(B)」を求める。

$\rightarrow$ 1で計算した(A)の額 - 2で計算した額の合計

$$\rightarrow 164,279\text{円} - 95,951\text{円} (= \textcircled{1}64,284\text{円} + \textcircled{4}31,667\text{円}) = 68,328\text{円} \text{ (B)}$$

- ① その月の社会保険料等控除後の給与等の金額に応じて、第1表により求めた給与所得控除の額

$\rightarrow$ 1で計算した(A)の額が164,279円の場合、算式は(A) $\times$ 30% + 15,000円を用いる

$$\rightarrow 164,279\text{円} \times 0.3 + 15,000\text{円} = 64,283.7\text{円} \text{ (1円未満切上げ)}$$

$$\rightarrow 64,284\text{円}$$

第1表 ー平成25年から平成26年分ー

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額 (A)		給与所得控除の額
以 上	以 下	
円	円	
—	135,416	54,167円
135,417	149,999	(A) $\times$ 40%
150,000	299,999	(A) $\times$ 30% + 15,000円
300,000	549,999	(A) $\times$ 20% + 45,000円
550,000	833,333	(A) $\times$ 10% + 100,000円
833,334	1,249,999	(A) $\times$ 5% + 141,667円
1,250,000円以上		204,167円

※ 給与所得控除の額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額をもってその求める給与所得控除の額とする。

- ② 控除対象配偶者に該当する者がいる場合には、第2表に定める配偶者控除の額

$\rightarrow$ 今回のケースでは対象外

- ③ 控除対象扶養親族に該当する人がいる場合には、第2表により求めた扶養控除の額

$\rightarrow$ 今回のケースでは対象外

- ④ 第2表に定める基礎控除の額

$\rightarrow$ 基礎控除のみ対象

$$\rightarrow 31,667\text{円}$$

第2表

配偶者控除の額	31,667円
扶養控除の額	31,667円 $\times$ 控除対象扶養親族の数
基礎控除の額	31,667円

- 3 2で求めたその月の課税給与所得金額に応じて、第3表に定める算式により税額を計算する。
 → その月の課税給与所得金額(B)が68,328円であるので、算式は(B)×5.105%を用いる
 → $68,328円 \times 5.105\% = 3,488.144円$ (10円未満四捨五入)
 → 3,490円

第3表 ー平成25年から平成26年分ー

その月の課税給与所得金額(B)		税額の算式
以 上	以 下	
円	円	
—	162,500	(B)× 5.105%
162,501	275,000	(B)×10.210%－ 8,296円
275,001	579,166	(B)×20.420%－ 36,374円
579,167	750,000	(B)×23.483%－ 54,113円
750,001	1,500,000	(B)×33.693%－130,688円
1,500,001円以上		(B)×40.840%－237,893円

※ 税額に10円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額をもってその求める税額とする。